

下関市立大学入試委員会規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 7 9 号

改正 平成 22 年 12 月 20 日規程第 34 号
平成 23 年 11 月 1 日規程第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学における学部（以下「学部」という。）の入試等に関する事項を審議するために設置される下関市立大学入試委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学部の入試制度に関すること。
- (2) 大学入試センター試験に関すること。
- (3) 学部の推薦入学（全国及び地域推薦）試験に関すること。
- (4) 学部の特別選抜(帰国子女、社会人及び中国引揚者等子女)に関すること。
- (5) 学部の外国人留学生選抜に関すること。
- (6) 学部の一般選抜に関すること。
- (7) 学部の編入学試験に関すること。
- (8) 学生の募集並びに入試説明会に関すること。
- (9) オープンキャンパスに関すること。
- (10) その他学部の入試に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 教員 8 名（基礎・教養学科会議から 3 名、経済学科会議及び国際商学科会議から各 2 名、公共マネジメント学科会議から 1 名とし、第 5 条第 1 項に規定する委員長及び副委員長を含むものとする。）
- (2) 学務グループ入試班長
- (3) 学務グループ入試班員 1 名

(任期)

第 4 条 前条の委員（第 2 号を除く。）の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が任期途中で退任した場合は、速やかに補充する。
- 3 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員会の委員長は、学長が指名する。
- 3 委員会の副委員長は、委員長が指名する。

(委員長等の責務)

第6条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第7条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第9条 委員会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、学務グループ入試班において行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月20日規程第34号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月1日規程第25号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。